

「令和3年度ぐるっといわてインバウンドおもてなし推進
事業業務」

業務仕様書

令和3年7月
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度ぐるっといわてインバウンドおもてなし推進事業業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

(1) 趣 旨

新型コロナウイルス収束後の外国人観光客の受入態勢を整備するため、多様な習慣や風習、宗教等に対応するための人材育成への支援やヴィーガンやベジタリアン等に対応している施設の情報発信をすることにより、受入態勢の整備を推進するもの。

(2) 業務件名及び数量

「令和3年度ぐるっといわてインバウンドおもてなし推進事業業務」一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日まで

(4) 委託料の上限額

7,000 千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 食の多様性に関するフォーラムの開催

① 事業概要

外国人観光客受入の再開に向けて食の多様性について普及、啓発するため、県内の観光事業者、宿泊事業者、飲食事業者その他食の多様性の普及に向けた取組に関心のある事業者を対象とした食の多様性に関するフォーラムを開催すること。

② 業務内容

ア 第1部は講演、第2部は講師と食の多様性に取り組む県内事業者とのパネルディスカッションとすること。

イ 開催は県央圏域で開催すること。

ウ 参加人数は50名程度を目標とすること。

エ フォーラムの開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策等の衛生管理に十分留意すること。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講師の派遣や会場に集合しての開催が困難な場合にはオンラインでの開催も可とする。

(2) 外国人観光客受入にかかる人材育成

① 事業概要

県内の観光、宿泊、飲食、交通事業者等を対象とした外国人観光客の多様な習慣、風習及び宗教等に関するセミナーを実施すること。

② 業務内容

ア セミナーは2回以上実施すること。

イ ムスリムやベジタリアン等多様な習慣、風習及び宗教等に関する理解を深め、外国人観光客の満足度向上に必要な取組を学ぶ内容とすること。

ウ セミナー出席者は各回20名を目標とすること。

エ セミナーの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策等の衛生管理に十分留意すること。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講師の派遣や会場に集合しての開催が困難な場合にはオンラインでの開催も可とする。

(3) ヴィーガンやベジタリアン対応の飲食店等のパンフレットの作成

① 事業概要

県内の飲食店等を調査し、ヴィーガンやベジタリアン等に対応している飲食店等のパンフレットを作成すること。

② 実施内容

ア 県内のヴィーガンやベジタリアン等に対応している飲食店等を調査すること。

イ 翻訳については、英語、繁体字、簡体字の3言語とすること。

ウ 作成部数については、英語2,000部、繁体字2,000部、簡体字1,000部とすること。

エ パンフレットには、店名、住所、電話番号、営業時間、定休日等の基礎情報と、取り扱っている主なヴィーガンやベジタリアンメニュー、事前予約の必要の有無、店の位置情報を検索できるQRコード等を掲載すること。

オ 掲載する飲食店等には、あらかじめパンフレットに掲載することについて了承を得ること。

カ パンフレットデータについても、県に納品すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならないこと。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：4 部（紙ベース）及びデータ CD 1 枚